



保発1021第5号
平成23年10月21日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

標記について、別添のとおり、全国健康協会理事長、健康保険組合理事長、都道府県知事及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしくお取りはからい願いたい。

保 発 1 0 2 1 第 2 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 3 2 7 号。以下「令」という。）が本日公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されるところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など遺憾なきようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨及び主な内容

高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来入院療養に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（現物給付化）を導入するものである。

第 2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部改正（令第 1 条関係）

被保険者又は被扶養者が、保険医療機関、保険薬局、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 6 3 条第 3 項第 2 号に掲げる病院、診療所、薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者から療養を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた所得区分に応じ、保険者からその保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。なお、具体的な事務取扱いは、別途通知する。

- 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正（令第3条、第5条及び第7条関係）
高額療養費に関する事項について、上記1と同様の改正を行う。
- 3 その他関係政令の一部改正
国家公務員共済組合法施行令等につき、高額療養費に関する事項について、上記1と同様の改正を行う。

高額療養費の現物給付化における所得区分（健康保険法施行令第43条関係）

【70歳未満・入院、外来】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
上位所得者	標準報酬月額 53万円以上	150,000円＋（医療費－500,000円）×1% 〈多数該当 83,400円〉
一般	上位所得者、低所得者以外	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数該当 44,400円〉
低所得者	被保険者が市町村民税非課税等	35,400円 〈多数該当 24,600円〉

【70歳以上・入院】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28万円以上等	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数該当 44,400円〉
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外	44,400円
低所得Ⅱ	被保険者が市町村民税非課税等	24,600円
低所得Ⅰ	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	15,000円

【70歳以上・外来】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28万円以上等	44,400円
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外	12,000円
低所得Ⅱ	被保険者が市町村民税非課税等	8,000円
低所得Ⅰ	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	8,000円

【70歳未満・入院、外来（75歳到達時特例対象療養に該当する場合）】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
上位所得者	標準報酬月額 53 万円以上	75,000 円 + (医療費 - 250,000 円) × 1 % 〈多数該当 41,700 円〉
一般	上位所得者、低所得者以外	40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) × 1 % 〈多数該当 22,200 円〉
低所得者	被保険者が市町村民税非課税等	17,700 円 〈多数該当 12,300 円〉

【70歳以上・入院（75歳到達時特例対象療養に該当する場合）】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28 万円以上等	40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) × 1 % 〈多数該当 22,200 円〉
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外	22,200 円
低所得Ⅱ	被保険者が市町村民税非課税等	12,300 円
低所得Ⅰ	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	7,500 円

【70歳以上・外来（75歳到達時特例対象療養に該当する場合）】

	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28 万円以上等	22,200 円
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外	6,000 円
低所得Ⅱ	被保険者が市町村民税非課税等	4,000 円
低所得Ⅰ	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	4,000 円

※ 75歳到達時特例対象療養は、「被保険者が75歳に到達した月において、当該被保険者又は当該被保険者の被扶養者が当該月に受けた療養」及び「被扶養者が75歳到達した月において、当該被扶養者が当該月に受けた療養」のことをいう。